

堺市同和教育基本方針

昭和 45 年 8 月 25 日
堺市教育委員会

日本国憲法は、生命・自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらにすべての国民は、法の下に平等であることを保障している。

しかし、今日なおこのことは、必ずしもじゅうぶんでなく、とくに同和地区においては、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などの基本的人権が、完全に保障されておらず、社会的・経済的・文化的に低位な状態におかれている。

これらの問題は、民主主義がまだ徹底していないことにもとづくものであり、これを解決するには、すべての国民が、共通の課題として取り組まなければならないが、とくに国・府および堺市の責務として、差別の実態を科学的・実証的にとらえ、積極的に差別からの解放につとめることが肝要である。

したがって、同和地区の住民に、教育の機会均等と職業選択の自由を完全に保障し、生活を安定させ、社会的・経済的・文化的地位の向上をはかるとともに、国民ひとりひとりに、部落問題を正しく認識させ、社会の中に今なおいきている不合理な部落差別をなくすための施策を推進することがたいせつである。

このことは、あらゆる力の結集によって達成されるものであるが、その中でも教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、同和教育を推進するために、その基本方針を次のとおり定める。

- 1 日本国憲法・教育基本法・同和对策事業特別措置法の精神にのっとり、国および府の同和对策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握し、全教育活動をとおして、不合理な部落差別をなくす科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。
- 2 部落差別をなくすために、市内のすべての学校園、すべての地域社会において、同和教育を推進し、すべてのひとびとが部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるようにつとめる。
- 3 同和地区における児童・生徒の長欠・不就学の問題、ならびに就学前教育の普及率や上級学校進学率の低さ、学習意欲の問題等、教育の機会均等が阻害されている実態を把握して、幼児教育の振興、児童・生徒の就学の促進、学力の向上をはかり、その可能性を最大限に伸ばしうよう教育諸条件を整備し、教育の機会均等と進路の保障につとめる。
- 4 同和地区における住民みずからが、社会的・経済的・文化的水準を向上しうよう、各種の学級・講座等の開設ならびに自主的・組織的活動の助成等、社会教育における諸条件の整備につとめるとともに、ひろく全市民に対しても、同和教育を積極的に推進するようにつとめる。
- 5 同和教育を推進するために、部落問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熱意のある指導者の育成をはかる。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育と社会教育が協力してすすめることはもちろん、関係諸機関および諸団体との連携をいっそう密にして、総合的に推進しなければならない。